

朝晩は大分涼しくなりましたが残暑はまだ厳しい折、皆様お元気でしょうか？

労務協会からのお知らせ

★厚生年金保険料が10月支給分給与から変更されています。

労務協会から9月中旬に10月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしますので、ご確認ください。雇用保険料は「総支給額」に8/1000（建設業は9/1000）をかけた額を控除してください。

なお、9月～来年2月支給の賞与については、以下の料率で控除してください。

政府管掌健康保険（介護なし）	41/1000
政府管掌健康保険（介護あり）	47.25/1000
厚生年金	71.44/1000
雇用保険（一般）	8/1000
雇用保険（建設業）	9/1000

★夏季賞与の支払いがあり、労務協会にまだ報告のない会員様は至急ご連絡ください。

社会保険賞与支払届を提出いたしますので、よろしくお願ひします。

★労働契約締結時の「書面による労働条件の明示」について

新しく採用したり、労働契約を更新する際に、従業員に対し労働条件を明示しなければならないことになっています。その内、以下の5項目については「書面」を交付して明示することが義務付けられています（労働基準法第15条）。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 就業の場所および従事すべき業務に関する事項
- ③ 始業終業の時刻、所定労働時間を越える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項
- ④ 賃金、手当、賃金締切日・支払日に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項

具体的には、「雇入通知書」を交付したり、「雇用（労働）契約書」を取り交わしたりして書面で明示します。使いやすいフォーマット（雛形）を労務協会に用意しておりますのでご相談ください。

<編集後記>思い悩んだり、考えに行き詰ったりしたとき、「裏返し」に見たり「疑って」見たりするとうまく解決方法が思い浮かぶ場合があります。例えばあるチームで、出来るスーパースターが抜けたとき、戦力低下が懸念されるときでも、「これでチーム全体が力のバランスが取れたのでチームワークを発揮できるチャンス」と「裏返し」に見ることで打開策が開ける場合があります。若手が育ったり、結果もかえって良かったりもします。また、「これは経験が必要で難しい仕事だからベテランにしかに任せられない」と思う場合でも、これは単なる思い込みかもしれないと、「疑って」見て実際やらせてみると、難しいのはそのうちのほんの一部分で、そこさえ工夫すれば経験の浅い者でも出来ることだったりします。（一ノ宮 俊人）